

津市小規模機械導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日訓第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規農業者が自ら畑地を耕作するための管理機の新規導入を支援することにより、農業者を増やし、小区画の畑地の耕作促進及び耕作放棄地の未然防止に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理機 耕運機であって、耕起及び畝立て等が可能であるものをいう。
- (2) 新規農業者 農家台帳等への登録がなく、3親等以内の親族に農家台帳等への登録がない者をいう。
- (3) 小区画の畑地 100平方メートル以上の畑地をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「小規模機械導入支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、その所有する小区画の畑地において耕作を行う新規農業者又は次の各号のいずれかに該当する小区画の畑地において耕作を行う新規農業者に対し、耕作に必要な管理機の購入費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧基盤強化法」という。）第18条第1項の規定により定められた農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）に基づき、次のいずれにも該当する利用権（農業上の利用を目的とする賃借権及び使用貸借による権利に限る。以下同じ。）が設定された小区画の畑地

ア 農用地利用集積計画に基づく賃借権又は使用貸借による新規及び継続の利用権の設定であること。

イ 本市の農用地利用集積計画において、利用権の設定に係る農用地が定められ、旧基盤強化法第19条（改正法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合に限る。）の規定により公告された利用権の設定であること。

(2) 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）第18条第1項に基づき定められた農用地利用集積等促進計画をいう。）に基づく賃借権又は使用貸借による新規及び継続の権利が設定された小区画の畑地であって、中間管理法第18条第7項の規定による公告がなされたもの

(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に基づく使用貸借による権利又は賃借権が設定された小区画の畑地であって、農業委員会による許可を受けたもの

（補助金の額）

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が15万円を超えるときは、15万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、管理機を購入する日の前日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、事業概要調書（第1号様式）とする。

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、事業実績調書（第2号様式）を添えてこれを行わなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

事業概要調書

耕作 予定地	所在地				
	面積				
	所有者				
管理機	名称				
	形式				
	馬力				
	購入予定 台数	台			
	購入予定 価格	円（本体価格： 円）			
		財 源 内 訳	市補助金	円（1 / 2）	
			自己資金	円	
その他	円（借入金等）				
保管場所					

- (注) 1 耕作予定地は、事業実施位置図を添付の上、耕作予定地の面積及び所有者が確認できる書類を添付すること。（所有者が申請者本人でない場合は、農用地利用集積計画による利用権設定同意書の写し等、農地の貸借契約が分かるものを添付すること。）
- 2 名称は、カタログ上の機械名称を記入すること。
- 3 形式及び馬力は、カタログ上の形式を記入し、カタログの写しを添付すること。
- 4 購入予定価格は、2者以上の業者による見積徴取の上、より安価な価格を採用の上、見積書を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

事業実績調書

耕作 予定地	所在地				
	面積				
	所有者				
管理機	名称				
	形式				
	馬力				
	購入台数	台			
	購入 価格	円（本体価格： 円）			
		財 内 源 訳	市補助金	円（1 / 2）	
			自己資金	円	
その他	円（借入金等）				
保管場所					

（注） 添付資料

- 1 購入した管理機の写真
- 2 管理機の購入契約書又は領収書の写し